

# 総合型地域スポーツクラブ規約

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本クラブは、「NPO法人ふるさとづくり妙高 総合型地域スポーツクラブ」(以下「クラブ」という。)と称する。

(目的)

第2条 クラブは、妙高市妙高地区及びその周辺に在住する子供から高齢者までのすべての住民のスポーツ活動を奨励し、「いつでも どこでも だれとでも いつまでも」を合言葉に、会員の健康保持増進を図るとともに、地域に根ざしたスポーツ環境づくり、及びまちづくりに寄与することを目的とする。

(事業内容)

第3条 前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) スポーツの普及、及び会員の拡大に関する事業
- (2) 健康の保持増進に関する事業
- (3) スポーツ教室等の開催
- (4) 指導者の資質向上に関する事業
- (5) スポーツ環境の整備につながる事業
- (6) 地域コミュニティの活性化につながる事業
- (7) 各種イベントの開催に関する事業
- (8) その他、目的達成に必要な事業

## 第2章 会員

(種別)

第4条 クラブ会員は次の者をもって構成する。

- (1) 一般会員 (クラブに入会した個人)
- (2) 団体会員 (クラブに入会した団体)

(入会資格)

第5条 クラブ会員の入会については、特に条件を定めない。

(年会費及び参加料)

第6条 クラブ会員は、NPO 法人ふるさとづくり妙高 (以下「法人」という。) 理事会において別に定める年会費 (4月1日～3月31日まで) 及び参加料を納入しなければならない。

(退会)

第7条 退会は本人の自由とする。年度途中であっても年会費は返還しない。

(除名)

第8条 クラブ会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、法人理事会の議決により、これを除名することができる。

- (1) 法人定款及び、この規約に違反したとき。
- (2) 法人又はクラブの名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

## 第3章 役員、役員会

(役員)

第9条 クラブの役員は、法人総合型地域スポーツクラブ事業部 (以下「事業部」という。) の部員とする。

(役員会)

第10条 役員会は事業部長が招集し、議長を務める。

2 本規約の変更、年会費、参加料等、重要な案件は役員会で決議し、法人理事会で承認を得るものとする。

## 第4章 会計

(資金)

第11条 クラブの資金は以下のものとする。

- (1) 年会費
- (2) 事業等による収入
- (3) 国・県・市・スポーツ振興団体等からの補助金・助成金
- (4) 寄付金、協賛金
- (5) その他

2 資金は法人が管理する。

## 第5章 事故の責任

(事故)

第12条 事故とは、クラブ会員及び指導者が練習または試合中、その他クラブの活動目的のために行動していた時における事故をいう。

(責任)

第13条 クラブ会員は、クラブの活動に際しては、この規約及び使用施設管理責任者並びに指導者の指示に従い、自己の責任において行動するものとする。盗難、傷害等の事故が起こっても、クラブ及び指導者等に対し一切の損害賠償を請求しないものとする。

(保険の加入)

第14条 クラブ会員及び指導者は原則として、スポーツ傷害保険に加入しなければならない。クラブは、その活動中の傷害をはじめ、一切の事故についてはスポーツ傷害保険の対象範囲でのみ対応するものとする。

未加入者の活動中の事故については、クラブでは一切の責任を負わない。

## 第6章 個人情報の保護

(個人情報の保護)

第15条 クラブが得た会員の個人に関わる情報は、法人又はクラブの運営に関する事項以外には使用してはならない。

## 第7章 雑則

(細則)

第16条 この規約の施行について必要な細則は、役員会で決議し、法人理事会の承認を経て、理事長がこれを定める。

(改廃)

第17条 この規約は、役員会で決議し、法人理事会の承認により改廃するものとする。

附 則

- 1 この規約は、平成21年4月1日より施行する。
- 2 この規約は、平成25年4月1日より施行する。